**子ども支援センター小鳩マナワオラ会規約**

**第１条　名　称**

本会は子ども支援センター小鳩マナワオラ会 と称する。

**第２条　目　的**

発達障害児、貧困家庭の児童等、様々な環境下の子どもの学習支援並びに生活支援を目的とする。

**第３条　事　業**

本会は前条の目的を達成するために、次の項目に該当する事業を行う。

１）子どもたちが将来に希望を持てるように学習支援を行う。

２）子どもたちが社会の中で自立できるように生活支援を行う。

３）その他、前条の目的を達成する為の事業を行なう。

本会の事業年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

#### 第４条　会　員

会員は、本会の目的に賛同し、本規約を承諾したうえで事務局への入会申し込みが完了した個人とする。

#### 第５条　経　費

#### 本会の経費は寄付及びその他の収入をもってあてる。

#### 第６条　予　算

会長は収入ならびに支出の予算を立案して総会に提出し過半数の同意をもって承認を得るものとする。

#### 第７条　決　算

会長は内規に定める様式で決算を行い、総会で過半数の承認を得るものとする。  
本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

#### 第８条　役　員

１本会に、次の役員を置く。  
（１）会　長　　　１名  
（２）副会長　　　１名  
（３）会　計　　　１名  
（４）監　事　　　１名

２役員は総会において、会員の互選により、過半数の同意をもって選任する。  
役員の任期は１年とする。  
ただし、再任を妨げない。

３会長は会務を総括し、会を代表する。

４副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

５会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

６監事は、会の財産や業務執行の状況を監査する。

７役員が規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合は、総会の議決により解任することができる。

#### 第９条　総　会

この会の定時総会は事業年度終了後に開催し、必要のつど臨時総会を開くことができる。

１総会の招集は会長が行う。

２総会の議長は会長が務める。

３会員は必要に応じて、議決事項を提示して臨時総会の招集を請求することができる。

４総会は会員の２分の１以上の者が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。  
但し書面表決書または委任状をもって出席とみなすことができる。

５議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

６総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。

（１）規約の改正に関する事項

（２）会員の加入及び脱退に関する事項

（３）事業報告及び決算、事業計画及び予算

（４）役員の改選

（５）その他必要と認めた事項

#### 第1０条　総会の議事録

１総会の議事については、議長が次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名捺印しなければならない。

３議事録は会長が保管し、会員の請求があったときは議事録を閲覧させなければならない。

#### 第1１条　届出事項の変更

会員は、氏名、住所、郵送先等入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、ただちに事務局に届け出る事とする。

#### 第1２条　退　会

事務局への退会届けの提出をもって退会とする。  
会員の退会は何人も是を妨げてはならない。

#### 第1３条　解　散

本会の解散については、総会において３分の２以上の決議を得なければならない。  
本会の解散に伴う残余財産の処分については総会の議決による。

#### 第1４条　設立年月日

本会の設立年月日は、２０１９年５月１日とする。

#### 第1５条　所在地

#### 本会の所在地を次のとおりとする。 佐賀県佐賀市久保泉町川久保８１４－１

**附　則**

1. 本規約は、２０１９年５月１日制定し、即日これを施行する。
2. 規約の改正については総会の議決後、即日これを施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

支援先口座

佐賀共栄銀行　神埼支店（０１７）　１１０６９９３

子ども支援センター小鳩マナワオラ会　会長　小林明宏